

## 史料紹介「延享四年開闕解陣勅符写」

古尾谷 知 浩

### 一 はじめに

ここで紹介するのは、真継家文書（名古屋大学文学部所蔵）に含まれる、近世の固闕関係史料のうち、未紹介の一点である。

真継氏の系譜及び文書の伝来については『中世鑄物師史料』<sup>1)</sup>に収められている網野善彦氏の解説があるので、詳細はそれに譲るが、必要な範囲で略述しておこう。真継氏は近世の朝廷において、蔵人所小舎人、燈炉供御人年預の職を世襲していた。これは天文五年（一五三六）、真継久直が紀有弘から職務、特権を譲られたことによるが、それ以来、真継氏は全国の鑄物師の支配を行うほか、様々な朝廷儀礼に関わることになる。

真継氏が朝廷で行った職務の一つとして、天皇讓位などに際し、固闕使をつとめるということがある。真継家文書の中にはこれに関わる文書、記録が多く含まれている。このうち、延享四年（一七四七）、桜町天皇から桃園天皇への代替り時になされた固闕儀において作成された、延享四年五月一日「桜町天皇固闕勅符」<sup>2)</sup>については

史料紹介「延享四年開闕解陣勅符写」（古尾谷）

早川庄八氏が紹介しており<sup>3)</sup>、この他、宝永六年（一七〇九）、東山天皇から中御門天皇への讓位の際になされた固闕儀において作成された、宝永六年六月二日「東山天皇固闕勅符」<sup>3)</sup>などについては仁藤智子氏が紹介している<sup>4)</sup>。

しかしながら、本稿で紹介しようとする延享四年五月四日「開闕解陣勅符写」（以下、「開闕勅符（写）」と略称<sup>5)</sup>）については、文書の存在自体は「真継家文書目録」<sup>7)</sup>に掲載されており、周知のものであったが、これまでの研究ではその内容にまで触れられることがなかった。そこで釈文、写真を含めて改めて提示しようとするものである。

### 二 延享四年「固闕勅符」と「開闕解陣勅符写」

まずは「開闕勅符」の釈文を示そう。

發給 封了未勢毛也 延寧四年 雲漢郡書信

賜美濃國 延寧四年五月廿四日 晴辰刻

延寧四年五月廿四日 晴辰刻

右受禮已畢仍為罷發國書符令書家製  
發遣使國來紙依例施行刻列奉行

內令云作和氣朝臣武信

使

從五位上行兵部少丞中系朝臣清生  
從五位上兵部大卿兼權介藤原朝臣望  
并五位上行美濃守藤原朝臣全  
內令從六位上伯朝臣常俊

勅

致國書禮國使從五位上朝臣雅弘

延寧四年五月廿四日 晴辰刻

延寧四年五月廿四日 晴辰刻  
延寧四年五月廿四日 晴辰刻  
延寧四年五月廿四日 晴辰刻

延寧四年五月廿四日
晴辰刻
延寧四年五月廿四日
晴辰刻

延寧四年開闢解陣刺符写

(端基)

(端裏) 延享四年五月四日御讓位開闕解陣 勅符之写

勅 警固美濃国使従五位上紀朝臣矩弘

内舍人従六位下佐伯朝臣常俊

并正五位下行美濃守藤原朝臣昌全

従五位上守兵部大輔兼権介藤原朝臣資望

使 従五位上行兵部少丞中原朝臣清生

内舍人正六位下和氣朝臣武信

右受禪已畢仍為罷警固差件人令齋木契

發遣使国承知依例施行勅到奉行

延享四年五月四日 時辰一刻

函表包銘之

賜美濃国

駅伝

延享四年五月四日時辰一刻

黄紙 請印三所木契壹包以下如固闕 粟津兵部丞清生ノ写之

料紙の法量は縦二八・七cm、横四〇・五cmであり、端裏から末尾の注記まで一筆で書かれている。また印(内印)三顆のおおよその

史料紹介「延享四年開闕解陣勅符写」(古尾倉)

位置、大きさも墨にて描かれている。端裏書の他、内容は大きく三

つの部分に分かれ、勅符本文の写し、文書箱の表書き、原本に関わ

る情報及び写し作成の経緯などを記している。末尾の一行をみると、

原本は後掲の固闕勅符と同じく黄紙を用いていること、印が三顆捺

されていること、木契一包を伴っていたことなどが知られる。

これは内容上、早川庄八氏の紹介した延享四年の固闕勅符に対応

しているため、念のためこちらも釈文を再掲しよう。

勅符 正五位下行美濃守藤原朝臣昌全

従五位上守兵部大輔兼権介藤原朝臣資望

應警備事

使従五位上紀朝臣矩弘

内舍人従六位下佐伯朝臣常俊

右来二日避位伝皇太子当此際会疑驚

物聴仍為警固彼国差件人等齋木契

發遣国宜承知依例施行勅到奉行

延享四年五月「一」日

時辰一刻

この両者につき、時の流れに従って固関勅符の方から内容をたどっていくことにしよう。

延享四年五月一日、桜町天皇は桃園天皇への譲位に先立ち、固関儀を行う。その際に美濃国司に宛てて警備を命じたのが前掲固関勅符である。固関使として紀(真継)矩弘、内舍人佐伯常俊が任せられ、木契(のうち左辺)を持って発遣されることになる。因みにこの固関儀の上卿は右大臣近衛内前、伊勢国への固関使は多久連、近江国への使は奥好葛であった。<sup>9)</sup>

早川氏が推定する如く、当時現実には美濃国不破関は存在せず、この勅符は宛所の美濃国司へは届けられることなく、使として内裏を出た真継矩弘のもとに留めおかれたものであろう。

この後、五月二日に譲位儀が行われるが、その終了後五月四日には開関儀が行われる。この時の美濃国宛て開関勅符の写しが今回紹介したものである。内容は、新帝桃園天皇が美濃国固関使紀矩弘、内舍人佐伯常俊、および美濃国司に宛てて譲位完了に伴い警固を解くことを命じたもので、開関使として中原(粟津)清生、内舍人和气武信を差し、木契(のうち右辺)を持たせて発遣することを述べる。もちろん本来は固関時に遣した木契左辺と、開関時にもたらした木契右辺の合致が確認できたら開関することになる。なお、勅符の様式、文言は『兵範記』仁安三年(一一六八)二月二十八日条に見えるものとはほぼ一致し、平安時代の故実に則っていることが知られる。因みに延享四年時の開関儀の上卿は内大臣一条宗基、伊勢国へ

の使は東儀康賢、近江国への使は辻則安であった。<sup>10)</sup>

この開関勅符も本来は当然美濃国固関使、美濃国司にもたらされるべきものであるが、原本は実際には開関使中原(粟津)清生のもとに留めおかれた。本史料末尾の一行から、この写しは(恐らく真継矩弘が)粟津清生から写させてもらったことが知られる。

### 三 おわりに

真継氏は宝永度、享保度、延享度の三回にわたり、譲位時の固関使を勤めていた。仁藤智子氏が論じたとおり、その都度関連文書を保管し、また自らも記録を残していた。恐らく、将来再度固関使を奉仕する際に役立てるべくこうした儀式に関わる情報を集積していたのであろう。真継矩弘は前掲『要録』(注5)に自分が接した儀式について詳細に記録しているが、それ以外の、自分が直接参加していない儀式についても、同僚の下級官人から情報を入手・記録し、後代に伝えようとしていたのである。その一環として作成されたのが、この「開関勅符写」なのである。

以上、本稿ではわずか一点の史料を紹介したに過ぎないが、写しとはいえ、数少ない開関勅符の遺例であるとともに、近世朝廷下級官人による儀式運営上の情報交換の一端を示す史料として貴重なものであると考える。

## 注

- 1 名古屋大学文学部国史学研究室編、一九八二年、法政大学出版局
- 2 整理番号一九六九/旧番号一三三〇一、二（『真継家文書目録』）  
（『名古屋大学古川総合研究資料館報告』一九九七年特別号第六号）の番号。  
（以下同じ）
- 3 『延享四年の固閑勅符』『日本古代の文書と典籍』、一九九七年、吉川弘文館、初発表一九九〇年）
- 4 二七二/二一八一、二
- 5 「固閑儀の構造と特質」『平安初期の王権と官僚制』、二〇〇〇年、吉川弘文館。この論文では、他にも真継家文書のうち、  
「警固々関三関使勤仕之図」（六三三九/C一三二六一）、  
「警固々関」（六三三九/C一三二六一）  
「享保御讓位次第」（六一四八/冊一〇一五、なおこれは文政一三年の写しであり、仁藤氏は紹介していないが前半部分の原本と思われるものとして「御讓位次第」（四三六六/例二一六）がある。）（以上、いずれも享保二〇年（一七三五）の中御門天皇から桜町天皇への代替り時の固閑儀に関わる記録）、  
『要録』（五八七五/冊四一七）  
（延享三年から寛延元年にかけての真継矩弘による日次の記録で、延享四年の讓位、固閑儀に関わる記録を含む）  
などが紹介されている。
- 6 二四五三/E一三二九
- 7 前掲注2
- 8 前掲『要録』五月一日条他
- 9 前掲『要録』五月二日条
- 10 前掲『要録』五月四日条
- 11 仁藤氏も指摘するが、前掲『要録』五月二日条によれば、真継矩弘は固閑使として内裏を出た後は、建て前は美濃国に下向しているはずであ

ることを意識して、開闔までは表向き出仕を控えていることが知られる（予依為固閑使、開闔迄ハ表向出仕差控候也）。

本稿は平成一三年度科学研究費補助金基盤研究（A）（二）（研究代表者 稲葉伸道、課題番号一三三〇一〇一六）による研究成果の一部である。